

中小企業の優れた  
商品を認定します!!

募集

募集締切8/28(金)

令和2年度  
千葉市  
トライアル  
発注認定事業

千葉市トライアル  
発注認定事業とは

市内の中小企業等が開発し、製造または提供する優れた新製品（物品）及び新役務（サービス）を千葉市が認定し、積極的にPRを行うことなどによって販路開拓を支援する目的で実施するものです。

新型コロナウイルス  
感染症対策商品大募集!

- 【商品例】
- ・夏でも快適なマスク
  - ・フェイスガード
  - ・非接触式スイッチ
  - ・ドアオープナー 等

千葉市 トライアル発注

検索

# 千葉市トライアル発注認定事業の概要

## 認定のメリット

- 認定された新商品等(新製品又は新役務)は、千葉市のホームページへの掲載、認定商品カタログの作成、見本市等への出展支援など広くPRします。
  - 認定商品は、その認定期間中、千葉市の機関が競争入札制度によらない随意契約で購入することができます。(地方自治法施行令第167条の2第1項第4号)
- ※認定が新商品等の購入を約束するものではありません。  
※市の機関と随意契約できるのは、千葉市トライアル発注認定事業の認定事業者として認定された事業者です。代理店等とは随意契約できません。

## 対象となる商品

以下の要件をすべて満たすものとします。

ただし、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、工事における工法及び技術、申請時点で販売を開始していない商品、及び過去に申請した実績がある同一商品(千葉市トライアル発注認定事業実施要綱第9条第4号に定める新商品等を除く)は除きます。

- (1)自ら開発し、千葉市内で自らの製品として製造又は販売する製品、役務の主たる部分を自ら提供する役務であること。
- (2)申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
- (3)市場性が見込まれる製品、役務であること。
- (4)地方自治法施行規則第12条の3第1項各号を満たしていること。

## 対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象になります。

- (1)市内に実質的な主たる事業所を有し、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者であること。
- (2)市税の滞納がない者
- (3)千葉市暴力団排除条例(平成24年6月28日条例第36号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4)申請から認定の期間において、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領に基づく入札参加資格の停止措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること。
- (5)個人事業者が申請する場合、成年被後見人もしくは被保佐人又は破産者でないこと。

## 応募方法

「千葉市トライアル発注認定事業認定申請書」に添付書類を添えて、提出先に郵送・宅配便により提出してください。

(ファックス、電子メールでは受付いたしません。)

千葉市 トライアル発注

検索

※申請書様式は、千葉市ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/trial.html>)

## スケジュール

認定申請書等提出締切

締切り:8月28日(金)※必着

一次審査(書類審査)

9月中旬

二次審査(書類審査)

9月下旬

最終審査(プレゼンテーション審査)

10月中旬

認定事業者の決定及び認定商品の公表

10月下旬

市による認定商品のPR、  
一部の認定商品の導入・評価

認定期間終了まで

## 【提出先・お問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課

電話 043-245-5284 FAX 043-245-5590

E-mail : [sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp](mailto:sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp)